

東社協福祉施設経営相談室だより

No.113(全2枚)

平成28年4月25日

社会保障審議会 福祉部会（第16回）開催（28年4月19日）

28年3月31日に成立しました社会福祉法等の一部改正の内容をふまえて、28年4月1日施行分について報告がなされるとともに、今後の検討課題として、①評議員会の員数に係る経過措置 ②会計監査人の設置法人 ③控除対象財産の算定方法 ④地域協議会 について説明、協議がなされました。また、これらの検討課題のうち、会計監査関係や控除対象財産関係等の検討項目については、福祉部会のもとに、財務に関する専門的知見を有する者、有識者、法人経営者をメンバーとした、検討会を設置し、検討することが示されました。（第1回は4月26日開催）

<今後の主な検討課題>

評議員会の員数に係る経過措置

一定の事業規模を超えない法人について、施行から3年間、評議員の数について4人以上とすることとしているが、この事業規模をどうするか。

会計監査人の設置法人

一定の事業規模を超える法人に会計監査人の設置を義務付けているが、この事業規模をどうするか。

控除対象財産の算定方法

いわゆる控除対象財産の算定方法をどうするか。

地域協議会

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成にあたって、「地域協議会」等の意見を聞くこととされているが、この地域協議会については、どのような形とするのが適当か。

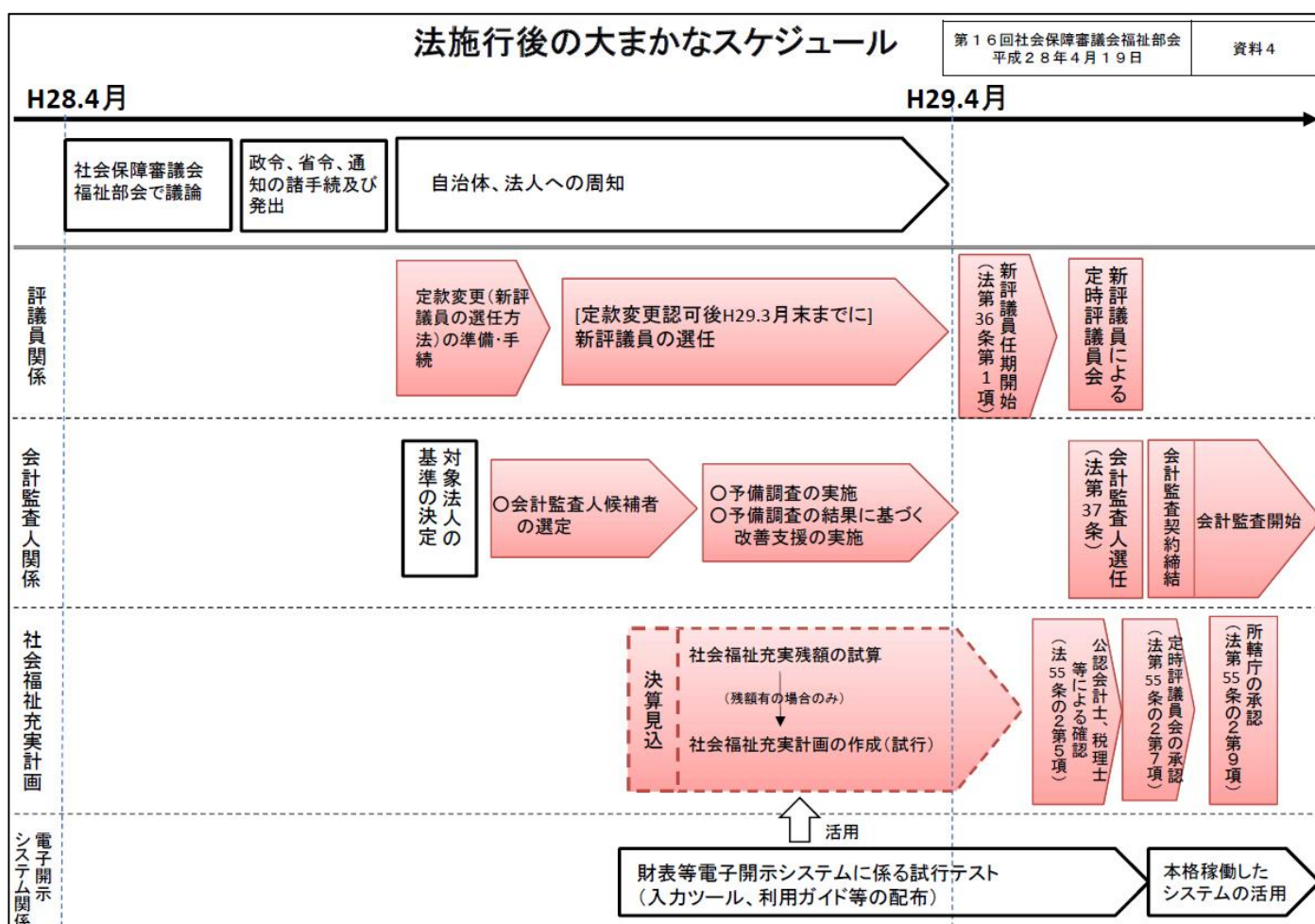
なお、28年4月1日施行分は下記のとおりです。各社会福祉法人では、今一度、施行分の対応状況について確認をいただくとよいでしょう。

<社会福祉法人改革における28年4月1日施行分の内容>

事業運営の透明性の向上	○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大 ○財務諸表、現況報告書（※）、定款の公表に係る規定の整備			
	<table border="1"><tr><td>備置き・ 閲覧</td><td>①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤監事意見書 ⑥現況報告書 ⑦定款</td></tr><tr><td>公表</td><td>① 貸借対照表 ②収支計算書 ③現況報告 書 ④定款</td></tr></table>	備置き・ 閲覧	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤監事意見書 ⑥現況報告書 ⑦定款	公表
備置き・ 閲覧	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤監事意見書 ⑥現況報告書 ⑦定款			
公表	① 貸借対照表 ②収支計算書 ③現況報告 書 ④定款			
②財務規律の強化	○役員等関係者への特別の利益供与を禁止 ○会計基準の省令への位置づけ			

③地域における公益的な取組を実施する	○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定
④行政の関与の在り方	○二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に、一つの都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲 ○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ ○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備 等

【参考】法施行後の大まかなスケジュール ※社会保障審議会（福祉部会）当日資料より。



社会保障審議会（福祉部会）当日資料等は下記に掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hoshoh.html?tid=126700>

＜東京都社会福祉協議会 経営相談室＞ TEL03-3268-7170

平成28年4月より、福祉施設経営相談事業は、新たな体制で実施しております。

引き続きよろしくお願いいたします。

*本相談室へのご相談には k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。